

遊戯施設の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針(案)について

背景

○遊戯施設は、日常では味わえない“スリル”を楽しむことなどを目的として、乗客を乗せて落下や回転などの運動を行うもの。安全な運行のためには、遊戯施設の適切な維持保全が不可欠。

○過去約10年間に、維持保全が原因と考えられる事故が50件発生しており、重傷や死亡に至るものもある。



【事故事例: 令和元年コースター事故】

プラットホームで事故機(乗客23名)がその前に停止していた他号機に衝突し、乗客2名が負傷。ブレーキの調整状況の問題から、制動ブレーキの制動力が低下したためであると推定される。



遊戯施設の安全な運行のためには、適切な維持保全が重要

個別の遊戯施設の維持保全計画を定めるため、建築基準法第8条に基づく、遊戯施設の維持保全に関する準則又は計画の作成に関し必要な指針を策定する。

建築基準法第88条で準用する同法第8条の概要(遊戯施設の維持保全)

- 所有者等は遊戯施設を常時適法な状態に維持するよう努めなければならない。
- 所有者又は管理者は、維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。
- 国土交通大臣は、準則又は計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

告示案

遊戯施設の維持保全計画の作成に関し必要な指針

■維持保全計画に定めるべき事項

- 1 対象とする遊戯施設の名称、維持保全関係者(遊戯施設の所有者、管理者、維持保全管理者及び維持保全技術者をいう。以下同じ。)及び運行管理等に関する事項
- 2 維持保全の実施体制及び維持保全関係者の責任範囲に関する事項
- 3 不具合発生時の措置に関する事項
- 4 点検及び検査に関する事項
- 5 修繕計画の作成、修繕工事の実施及び部品交換の実施に関する事項
- 6 図書の作成及び保管に関する事項
- 7 前各号に掲げるもののほか、維持保全を行うため必要な事項

<維持保全実施体制等の例>

所有者等(所有者又は管理者)

遊戯施設の維持・運行管理に総括的な責任を負う立場の者

- ・維持保全管理者、維持保全技術者、運行管理者の選任
- ・「維持保全計画書」、「運行管理規程」の承認
- ・事故発生時における関係公署への連絡等

維持保全管理者

遊戯施設の維持保全業務を管理する者

- ・維持保全技術者選任に係る所有者等への助言
- ・「維持保全計画書」の作成
- ・維持保全に関する全体管理業務

運行管理者

遊戯施設の運行業務を管理する者

連携

維持保全技術者

遊戯施設の維持保全業務を実際に行う者

- ・維持保全業務の維持保全管理者への報告等

運転者

遊戯施設の運転又は操作を直接行う者
・始業・終業点検等

○関連条文

(維持保全)

第八条 建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するため、必要に応じ、その建築物の維持保全に関する準則又は計画を作成し、その他適切な措置を講じなければならない。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が所有し、又は管理する建築物については、この限りでない。

一 特殊建築物で安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして政令で定めるもの

二 (略)

3 国土交通大臣は、前項各号のいずれかに該当する建築物の所有者又は管理者による同項の準則又は計画の適確な作成に資するため、必要な指針を定めることができる。

(工作物への準用)

第八十八条 煙突、広告塔、高架水槽、擁壁その他これらに類する工作物で政令で指定するもの及び昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で政令で指定するもの(以下この項において「昇降機等」という。)については、(略) 第八条 (略) の規定を準用する。(略)

(工作物の指定)

第三百三十八条 (略)

2 昇降機、ウォーターシュート、飛行塔その他これらに類する工作物で法第八十八条第一項の規定により政令で指定するものは、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 ウォーターシュート、コースターその他これらに類する高架の遊戯施設

三 メリーゴーラウンド、観覧車、オクトパス、飛行塔その他これらに類する回転運動をする遊戯施設で原動機を使用するもの

3 (略)

(維持保全に関する準則の作成等を要する昇降機等)

第三百三十八条の三 法第八十八条第一項において準用する法第八条第二項第一号の政令で定める昇降機等 (略) は、第三百三十八条第二項各号に掲げるものとする。